

民生局地域支援部窓口サービス課（システム係）

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価（PIA）の経過と再評価について（補足説明）

## 1 経緯

本件は、令和5年3月14日に手続きを経てホームページ公開済みの「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」について、既存住基システムのガバメントクラウドへの移行に伴い、特定個人情報の保管場所等が変更されるため、再評価を実施するものです。

## 2 情報システムの標準化とガバメントクラウド

地方公共団体のシステムについては、① 維持管理、制度改正時の改修等において個別対応を余儀なくされ負担が大きい② 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が進まない③ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させること難しい、といった課題がありました。

この課題の解消を目指すため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立しました。

なお、本法の中で、「地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める」旨が定められています。

ガバメントクラウドは、国（デジタル庁）が調達し、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービスです。

国は、ガバメントクラウドの利用目的（利点）として、① 環境などの共同利用によるコスト削減、② クラウド環境による柔軟性の向上、③ データ連携の向上、④ セキュリティの向上の4点をあげています。

### 3 ガバメントクラウドへの移行に伴う評価書の変更点

ガバメントクラウドへの移行に伴い、全項目評価書の以下の項目について、国が示す記載例を参考に、ガバメントクラウドに関して追記しました。

なお、すべてのサーバをガバメントクラウドへ移行するのではなく、システム障害時の対応用として、一部のサーバは引き続き庁内で稼働させます。そのため、これまでの記載を残し、ガバメントクラウドに関する記載を追記する対応としています。

#### 【該当項目】

※いずれも「住民基本台帳ファイル」に関する項目。

その他「本人確認情報ファイル」「送付先情報ファイル」は対象外。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／①保管場所
- ・ II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／  
⑤物理的対策／具体的な対策の内容
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／  
⑥技術的対策／具体的な対策の内容
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク／消去手順／手順の内容
- ・ IV その他のリスク対策／1. 監査／②監査／具体的な内容
- ・ IV その他のリスク対策／3. その他のリスク対策